

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/inside/pdf/image1.pdf>

2015年7月21日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。

なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. G I グレード 0件

2. G II グレード 1件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全の観点から見たグレード
1	2号機	原子炉建屋(主蒸気管トンネル室)とタービン建屋の間(管理区域)にあるブローアウトパネルの破損を2012年12月に確認し点検を行っていたが、未だに修理が完了していないことを確認した。当該事象の原因を調査し修理。なお、原子炉建屋の負圧は維持されている。	G III 以下

3. G III グレード 5件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	原子炉冷却材浄化系クラッド受タンク(A)攪拌機の潤滑油量が管理値を下回っていることを確認した。当該潤滑油を補給。	
2	1号機	管理区域退出モニタNo. 13の出口側扉が閉まらないことを確認した。当該モニタを点検・修理。	
3	3号機	低電導度廃液系ろ過器(B)差圧・入口温度記録計の指示不良および停止を確認した。当該記録計を点検・修理。	
4	5号機	南新潟幹線遮蔽用避雷鉄塔において、航空障害灯(上段の1箇所)が点灯しないことを確認した。当該航空障害灯を点検・修理。	
5	7号機	タービン建屋高電導度廃液系排水槽(A)のポンプ(A)および(C)吐出逆止弁に動作不良を確認した。当該弁を点検・修理。	